

【アメリカ】 難民受入れ拡大と州及び連邦議会の動き

海外立法情報課長 鈴木 滋

* オバマ政権は、シリアなどからの難民について、受入れ拡大を表明した。しかし、連邦議会や州知事の間では、治安問題への懸念から反対論が強く、国論を二分する問題となりつつある。

1 難民受入枠の根拠と受入れ実績

2015年9月29日、オバマ大統領は、2016会計年度に受け入れる難民の枠を8万5千人と定めることを発表した（本誌第265-2号（2015年11月）p.26参照）。米国では、会計年度ごとの難民受入枠は、移民及び国籍法（Immigration and Nationality Act）第207条（合衆国法典第8編第1157条）に基づく大統領決定により定められる。

同法は、毎会計年度が始まる前までに、人道上の懸念や国益との関係を踏まえ、適切な協議（appropriate consultation）を経た上で、大統領が受入枠と難民の出身地域別割当数を決定することを定めている。ここでいう「適切な協議」とは、閣僚レベルの政府代表者と連邦議会両院の司法委員会との間で行われる協議を指す。なお、この協議が行われた後、難民をめぐる状況で予期していなかった事態が生じたとき大統領が認めた場合は、枠の追加を行うことができる。

2016会計年度の受入枠8万5千人の地域別割当数は、アフリカ2万5千人、東アジア1万3千人、欧州及び中央アジア4千人、ラテンアメリカ／中米3千人、シリアなど中東／南アジア3万4千人、その他、特に割当てのない予備が6千人となっている。予備は、当初の割当数を変更する必要があるときのために設定されており、連邦議会調査局（CRS）の報告書『難民受入れと再定住政策』（2015年2月）によると、実際に運用されているケースは少なくない。表は最近10年間（会計年度）の受入枠と実際の受入数、地域別割当数をまとめたものである。

表 米国における最近10年間の難民受入枠及び受入れ実績（単位は人）

地域	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
アフリカ	20,000	22,000	16,000	12,000	15,500	15,000	12,000	15,950	17,500	17,000
東アジア	15,000	16,000	20,000	20,500	18,000	19,000	18,000	16,600	14,700	13,000
欧州・中ア	15,000	6,500	3,000	2,500	2,500	2,000	2,000	650	1,000	1,000
中南米	5,000	5,000	5,000	5,500	5,500	5,500	5,500	4,400	4,300	4,000
中東・南ア	5,000	9,000	28,000	39,500	38,000	35,500	35,500	32,400	32,500	33,000
予備	10,000	11,500	8,000	—	500	3,000	3,000	—	—	2,000
受入枠	70,000	70,000	80,000	80,000	80,000	80,000	76,000	70,000	70,000	70,000
受入数	41,223	48,282	60,191	74,654	73,311	56,424	58,238	69,927	69,987	不明

出典) 以下の資料から筆者が作成。Andorra Bruno, *Refugee Admissions and Resettlement Policy*, Congressional Research Service, RL31269, February 18, 2015, p.3, Table 1. <<http://fas.org/sgp/crs/misc/RL31269.pdf>>

注) 中アは中央アジア、南アは南アジアの略。予備で「—」となっているのは、追加的な地域割当のため、枠が全て転用され、ゼロになったことを意味する。網掛けしたものは、追加的な地域割当てにより、①当初の割当数が増えたこと又は②予備の枠で当初の数が減ったことを、それぞれ反映した数値である。2015年の受入数は未集計と見られる。

2 パリ同時テロがもたらした波紋

オバマ政権は、今回発表した2016会計年度の受入枠に、特にシリアからの難民1万人が含まれることや、2017会計年度からは全体の受入枠を10万人にまで拡大することなどを表明し、この問題に積極的な方針を示した。これに対し、共和党などは、かねてオバマ政権の難民政策に批判的であったが、2015年11月13日にパリで起きた同時テロは、受入れ拡大への懸念を増幅し、難民受入れによる治安悪化の可能性が議論の焦点として浮上した。多くの州では、受入れ拡大に対する慎重論が高まり、全米で半数を超える28州の知事が、シリアからの難民受入れ・再定住に反対を表明するに至った。ただし、知事が実際に受入れを禁止する権限を有しているかについては疑問視されており、CRSの報告(2015年11月)は、難民の受入れは連邦の管轄事項であるため、州は受入れを禁止することができず、また、市民権や法の平等な保護を定めた合衆国憲法第14修正に照らして違憲の疑いが強いことから、禁止すれば、法的に深刻な結果を招くと述べている。

3 受入れ拡大をめぐる連邦議会の動向

難民受入れ拡大について、連邦議会では、ほぼ民主党は賛成、共和党は反対という図式となっており、共和党の主導で、受入れ審査の厳格化などを盛り込んだ法案が提出されている。これまでに提出された関連法案には、「2015年アメリカ安全法(American Safe Act of 2015)案」(H.R.3999、H.R.4038)、「難民再配置安全法(Refugee Relocation Security Act)案」(H.R.4033)の3本がある(同じ法案名のH.R.3999とH.R.4038は、内容も細部の違いを除いてほぼ同様)が、2015年12月現在、採決されたのはH.R.4038のみである(11月19日に下院で可決され、上院で審議中)。

「アメリカ安全法案」は、国土安全保障省が行う難民受入れ審査に加えて、FBI長官が、イラク又はシリアからの難民について、十分な審査を行うために必要なあらゆる措置を取るべきこと、イラク又はシリアからの難民受入れについては、国土安全保障長官及びFBI長官、国家情報長官のいずれも、連邦議会両院の関係各委員会に対し、当該難民が米国の安全に脅威を及ぼさない旨証明することを必要とすることなどを定めている。一方、「難民再配置安全法案」は、移民及び国籍法を追加改正し、難民受入れについて州の拒否権を認めることなどを定めている。オバマ大統領は、下院を通過した「アメリカ安全法案」が、今後上院でも可決された場合、拒否権を行使する可能性に言及しているが、2015年12月現在、法案の行方は見通せない状況である。

参考文献(インターネット情報は2015年12月14日現在である。)

- ・ Presidential Determination on Refugee Admissions for Fiscal Year 2016, *Federal Register*, Vol.80-No.200, October 16, 2015. <<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2015-10-16/pdf/2015-26493.pdf>>
- ・ Andorra Bruno, *Refugee Admissions and Resettlement Policy*, Congressional Research Service, RL31269, February 18, 2015. <<http://fas.org/sgp/crs/misc/RL31269.pdf>>
- ・ Congressional Research Service, “Can States and Localities Bar the Resettlement of Syrian Refugees Within Their Jurisdictions?,” November 18, 2015. <<http://fas.org/sgp/crs/homesecc/resettle.pdf>>